

忘れずに申告しましょう

住民税(市県民税)の申告は、こちらで

会場：下表の最寄りの会場へお出かけください。

■住民税(市県民税)の申告受付日程表

期日	会場
6日(月)	市立怡土公民館
7日(火)	市立雷山公民館
8日(水)	市立長糸公民館
9日(木)	市立福吉公民館
10日(金)	二丈庁舎303会議室
13日(月)	
14日(火)	
15日(水)	市立芥屋公民館
16日(木)	市立引津公民館
17日(金)	市立桜野公民館
18日(土)	姫島漁村センター
20日(月)	健康福祉センターふれあい
21日(火)	
22日(水)	
23日(木)	市立波多江公民館
24日(金)	市役所501会議室
27日(月)	
28日(火)	
29日(水)	市役所501会議室
1日(木)	
2日(金)	
5日(月)	
6日(火)	
7日(水)	
8日(木)	
9日(金)	
12日(月)	
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	

受付時間■各会場で異なりますのでご注意ください。

会場	午前	午後
各市立公民館会場	9:30~11:30	13:00~16:00
市役所501会議室 二丈庁舎303会議室 健康福祉センターふれあい 姫島漁村センター	9:00~11:30	13:00~16:00
	12:30~14:00	

住民税(市県民税)の申告

市では、住民税申告の受け付けを、次のとおり行います。

住民税の申告会場では、市職員が申告を受け付けます。受け付ける申告は、住民税と給与や年金収入のみの確定申告(住宅借入金等特別控除や雑損控除等の申告を除く)に限ります。

会場や日程などの詳しい情報は、全戸配布チラシ(緑色)やホームページをご覧ください。

障害者控除の申告は手帳をご持参ください

申告者本人や配偶者控除を受ける人、その他の扶養親族の人が障がい者である場合、所得控除や非課税の対象となります。申告のときは、身体障害者手帳などを、忘れずに持参してください。

住民税(市県民税)の申告が必要な人

住民税の申告が必要な人は、平成24年1月1日現在、市内に居住している人で確定申告を行う必要がなく、次に該当する場合などです。なお、確定申告をした人は、住民税の申告は必要ありません。

- ①事業を営んでいる人や不動産収入がある人
- ②平成23年中に、土地・建物などの不動産や株式などを売却した人
- ③給与所得者であっても次に当てはまる人
 - ・日払いなどの人
 - ・給与支払報告書が事業所より市役所へ未提出の人
 - ・給与以外の収入があり、その金額が20万円以下の人
 - ・会社などを退職した人
- ④公的年金などを受給している人

※年金収入が年間98万円以下(65歳以上の人は148万円以下)の人は、申告の必要はありません。

住民税の問い合わせ
糸島市税務課
☎(0323)1111

所得税の確定申告は、こちらで

会場：糸島市人権センター

市役所・二丈庁舎・志摩会場・市立公民館の住民税(市県民税)申告会場で受け付けできない確定申告

次の申告をされる人は、「糸島市人権センター」の申告会場で申告してください。「糸島市人権センター」で申告しない場合は、「福岡タワー会場」での受け付けとなります。

- ・給与、年金以外の所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除など所得税税額控除の申告
- ・譲渡所得など分離課税所得の申告
- ・雑損控除の申告

年金所得者のうち所得税の確定申告が不要な人

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、平成23年の税制改正により所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、住民税の申告は必要ですので、ご注意ください。

※所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。

平成23年分確定申告相談を「糸島市人権センター」で実施します。西福岡税務署の特設会場です。

市役所や二丈庁舎・志摩会場・市立公民館の住民税(市県民税)申告会場では受け付けできない所得税の確定申告がありまされる人は、人権センターを利用してください。

申告会場 糸島市人権センター(旧隣保館)3階大会議室

受付期間 2月9日(木)~2月22日(水)

※土・日曜日を除く

受付時間 9時30分~15時30分

福岡タワー会場でも申告できます

西福岡税務署の申告相談会場は「福岡タワーホール」です。申告期間の後半になると会場が大変混雑します。早めの申告をお勧めします。

申告会場 福岡タワーホール

申告期間 2月1日(水)~4月2日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

※期間中は西福岡税務署での申告相談はできません

受付時間 9時~16時

日曜日の受け付け 2月19日・26日の日曜日に限り、

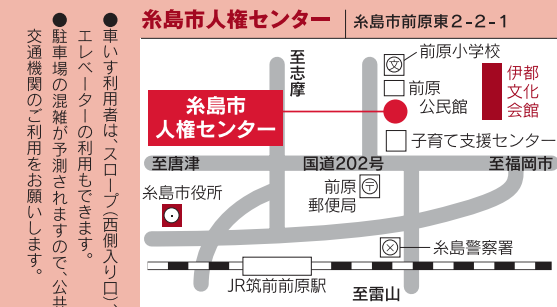
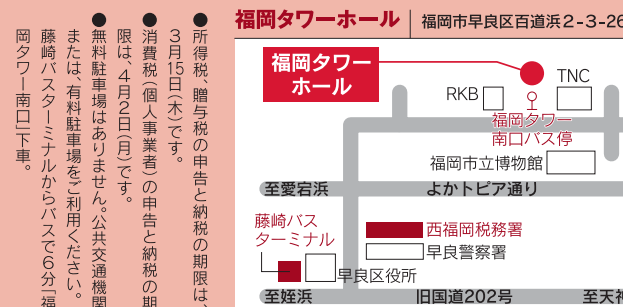
受け付けを行います。

待ち時間いらず! ネットで作成・郵送提出

申告相談会場は混雑します。申告書などは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、税務署へ郵送できます。自宅でパソコンを使って作成してみよう。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

所得税の問い合わせ
西福岡税務署
☎(843)6211



確定申告会場のご案内